

# 枚方市国民保護計画(案)の概要

平成 18 年 8 月  
枚方市国民保護協議会

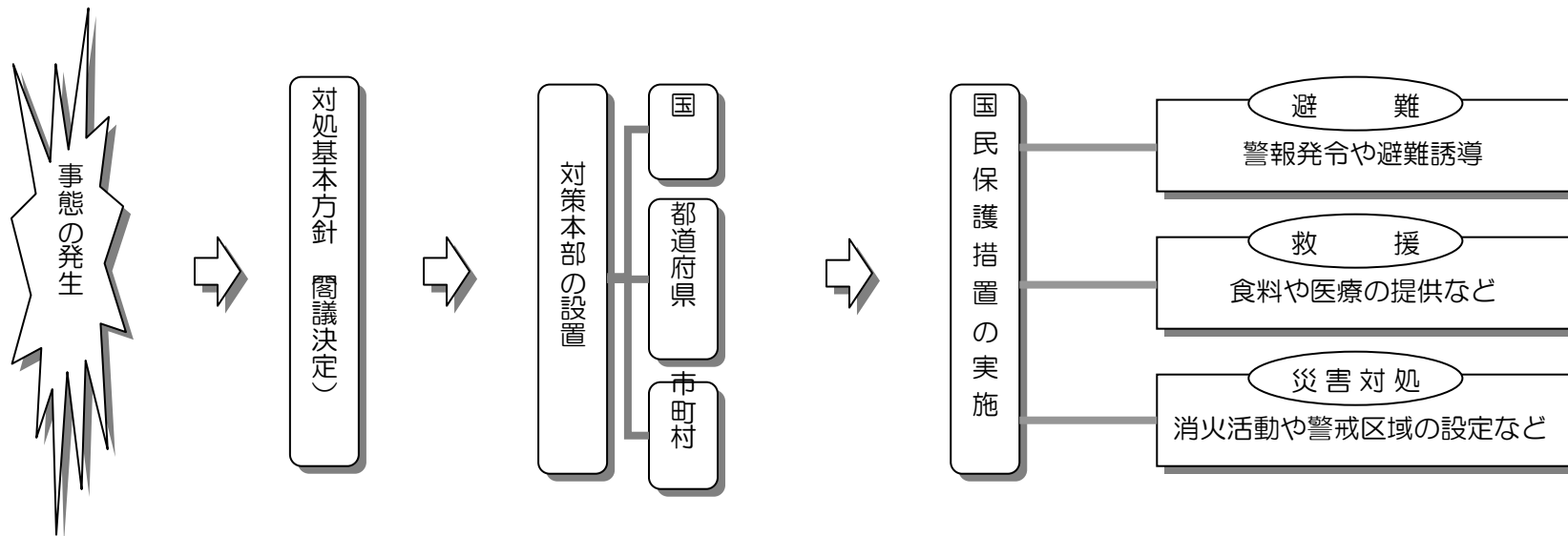
# 国 民 保 護 法

## ◆国民保護法

外国からの武力攻撃や大規模テロから、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国・地方公共団体等の責務や、国民を保護するための措置について規定

## ◆国民保護措置の実施

事態が発生した場合、まず、政府が基本的な対処方針を閣議決定し、国、都道府県、市町村などは、対策本部を設置するなどして、この方針に基づき、避難・救援・武力攻撃災害対処等の国民保護措置を実施



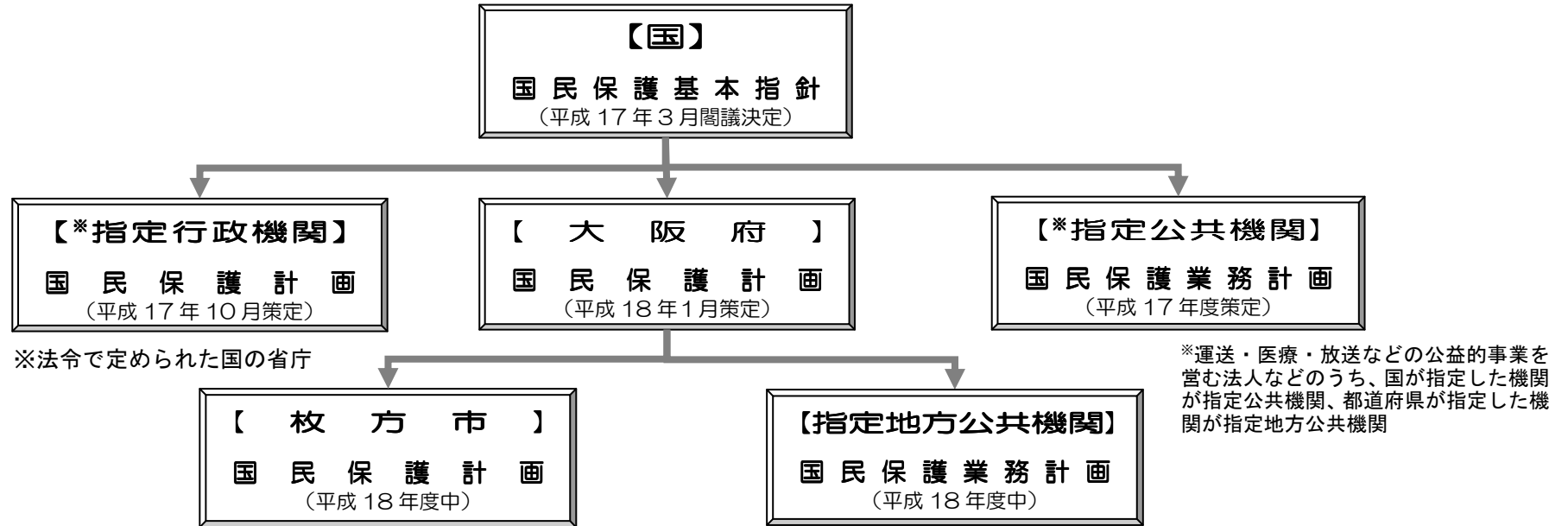
# 国民保護計画

## ◆国民保護基本指針

政府は、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画を作成する際の基準事項などを定める基本指針を閣議決定

## ◆国民保護計画の策定

- 都道府県知事や市町村長などは、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国民保護基本指針に基づき、あらかじめ国民保護計画を策定
- 国民保護計画には、避難・救援・武力攻撃災害対処など国民保護措置に関する事項、国民保護措置を実施するための体制などを規定
- 都道府県、市町村の計画作成に当たっては、関係機関等で構成する国民保護協議会を設置し、諮問したうえで策定



## 市計画の基本的考え方

### ◆目的

武力攻撃事態等において、国・府・関係機関等と連携・協力して、住民等の生命・身体・財産を保護

### ◆責務

市の計画で定めるところにより、

- ⇒ 自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施
- ⇒ 市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進

### ◆計画の策定方針

○国の基本指針・府計画に基づき「市町村国民保護計画大阪府版基本モデル」を基本

- ⇒ 計画は、市が実施する国民保護措置の基本的枠組みを規定  
具体的な実施手順などは、別途、実施マニュアル（仮称）を作成（19年度中）

○市の特性に留意し、府の計画と整合を図りながら実効性を確保

- ⇒ 大阪で特に想定される事態を踏まえ、初動体制の迅速な確立と避難措置の円滑な実施を重視

○近隣市町村や住民との連携・協働

- ⇒ 市町村相互応援体制の整備や住民等の自発的協力の確保等により、地域対応力を強化

# 市 計 画 の 構 成

巻 頭	「はじめに」	○ 本市の国民保護計画策定の基本姿勢
第1編	総論	○ 計画の目的・対象（国籍を問わず市域にいる者すべて） ○ 計画の位置づけ（実施マニュアル（仮称）の作成） ○ 基本方針（地域防災計画等の蓄積の活用） ○ 市の特性（市の地理的、社会的特徴） ○ 事態想定（大阪で特に想定される事態）＜5頁＞
第2編	武力攻撃事態等への対処 ＜6頁＞	○ 市国民保護対策本部の設置（事態認定前の初動体制の確立）＜7頁＞ ○ 警報及び避難指示の伝達（災害時要援護者への伝達方法）＜8頁＞ ○ 避難誘導（事態想定を念頭に、避難距離・時間的余裕を踏まえた避難実施要領の作成） ○ 救援（食料・医療の提供、安否情報の収集・提供） ○ 災害対処（消火・救助活動、生活関連等施設の安全確保）
第3編	平素からの備え	○ 組織・体制の整備（24時間即応可能な体制の確保） ○ 連携体制の整備（近隣市町村と相互応援協定の締結） ○ 避難誘導（複数の避難実施要領パターンを作成） ○ 運送の確保（輸送力の把握・運送経路の確認） ○ 広報・啓発、訓練（住民参加型訓練の実施）
第4編	復旧等	○ 施設の応急復旧、地域の本格的復旧 ○ 権利利益の救済、損失・損害補償等
巻 末	資料編	○ 法律や条例、様式やデータ等

＜9頁＞

## 市計画が対象とする事態

◆府計画と同様、国の基本指針で想定されている武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4事態例を対象

武力攻撃事態		被害範囲と避難距離	予測可否と時間的余裕
着上陸侵攻		広い範囲→遠くへ避難	予測は可能→時間的余裕あり
ゲリラ・特殊部隊による攻撃		狭い範囲→近くへ避難	突発的に発生→時間的余裕なし
弾道ミサイル攻撃	通常弾頭	狭い範囲→近くへ避難	予測は可能→時間的余裕なし
	*NBC弾頭	広い範囲→近くへ避難後、遠くへ避難	
航空攻撃	通常弾頭	広い範囲→近くへ避難	予測は可能→時間的余裕なし
	NBC弾頭	広い範囲→近くへ避難後、遠くへ避難	
緊急対処事態		ゲリラ・特殊部隊による攻撃と類似（大規模テロなど）	
危険物質を有する施設の爆破等		狭い範囲→近くへ避難	突発的に発生→時間的余裕なし
大規模集客施設、駅、列車の爆破等			
炭疽菌、サリンの大量散布等			
航空機による自爆テロ等			

（注）「近く」とは近傍の施設や市内の避難施設等のことをいい、「遠く」とは他市町村、他府県の避難施設等のことをいう。

◆大阪で特に想定される事態

海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪はヒト・モノ・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態を想定

※NBCとは、「Nuclear」（核）・「Biological」（生物）・「Chemical」（化学）の総称

武力攻撃事態等への対処  
～ 発生段階に応じて実施する措置 ～

	実施体制	避難	救 援	災 害 対 処
初 動 段 階 ↓ 応急措置段階 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民保護対策本部の設置 (←国が設置を閣議決定)</li> <li>○ 市の実施方針を決定</li>   <li>○ 府及び近隣市町村と連絡・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警報の伝達 (←国が発令、府から通知)</li>   <li>○ 避難の指示(府)</li> <li>○ 退避の指示(市・府) (自らの判断で実施)</li> <li>○ 避難住民の誘導(市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の受入病床情報・搬送手段の確保</li>   <li>○ 医療活動の実施</li> <li>○ 被災者の捜索・救出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火・救助活動の出動準備</li> <li>○ 生活関連等施設の警備強化</li>   <li>○ 被災情報の収集</li> <li>○ 消火・救助活動の実施</li> <li>○ 警戒区域の設定</li> </ul>
本格実施段階 ↓			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難施設の開設</li> <li>○ 食料・生活必需品の提供</li> <li>○ 安否情報の収集・提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉・衛生活動の実施</li> </ul>
復 旧 段 階		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示の解除(府) (←国が解除)</li> <li>○ 避難住民の復帰誘導 (市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフラインの応急復旧</li> <li>○ 権利利益の救済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物の処理</li> <li>○ 市域の本格的復旧 (←復旧のための特別立法)</li> </ul>
事 態 認 定 前 (突発的事態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部等の設置 (←市の判断で設置)</li> <li>○ 既存法制等を活用し対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の指示(市) ＜災害対策基本法＞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時医療救護活動 ＜市地域防災計画＞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火・救助活動の実施 ＜消防法＞</li> </ul>

## 市実施体制の確立

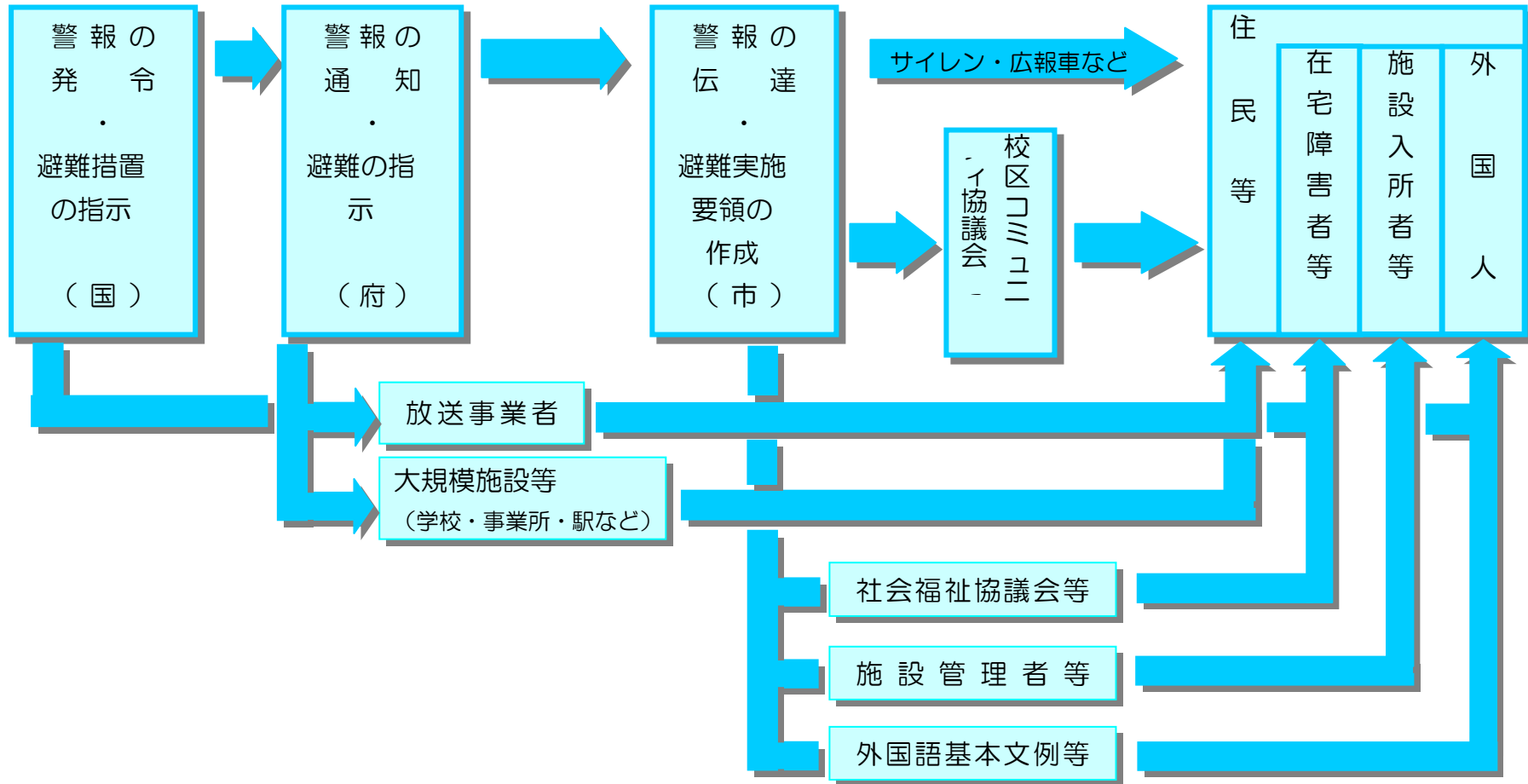
◆突発的に事態が発生し、直ちに国の事態認定がない場合であっても、迅速かつ的確に初動対応を実施できるよう体制を確立

事態認定	想定事態	実施体制
有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着上陸侵攻</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃</li> <li>・ 航空攻撃</li> <li>・ グリラ・特殊部隊による攻撃</li> <li>・ 緊急対応事態</li> </ul>	<pre> graph TD     A[事案の発生] --&gt; B[事態等の認定]     B --&gt; C[市国民保護対策本部]     C --- D["(国民保護法等に基づき国民保護措置)"]             </pre>
無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリラ・特殊部隊による攻撃</li> <li>・ 緊急対応事態</li> </ul>	<pre> graph TD     A[事案発生の前兆など] --&gt; B[市危機管理緊急対策会議]     B --- C["(情報収集・分析など)"]     B --&gt; D[原因不明の事案発生]     D --&gt; E["市災害対策本部 又は 市危機管理緊急対策本部"]     E --- F["(災害対策基本法等 又は消防法等関係法令に基づき応急対策)"]     E --&gt; G[事態等の認定]     G --&gt; H[市国民保護対策本部]     H --- I["(国民保護法等に基づき国民保護措置)"]             </pre>



## 警報及び避難指示の伝達

- ◆大都市の特性、災害時要援護者への配慮を踏まえ、休日・夜間も含め、24時間365日、迅速に伝達
  - ⇒ 防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットなどのほか、携帯電話の一斉メールなどの新たな伝達手段を確保



## 平素からの備え

○ 組織・体制の整備	常備消防機関との連携を図りつつ、当直等（守衛及び民間警備員の当直を含む。）の強化を行うなど、速やかに市長等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。
○ 連携体制の整備	近隣市町村と平素から緊密な情報共有を図り、広域的な避難・救援・災害対処が実施できるよう「相互応援協定」を締結する。
○ 避難誘導	事態想定に応じた避難誘導ができるよう関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む。）をあらかじめ作成し、府に報告する。
○ 運送の確保	避難住民や救援物資の広域的な運送が円滑に行えるよう、鉄道・バスなどの輸送力を把握しておくとともに、経路を関係機関・府及び近隣市町村と確認する。
○ 広報・啓発、訓練	様々な媒体・機会を活用した広報・啓発のほか、ボランティア団体等への活動支援、住民参加型の訓練を実施する。